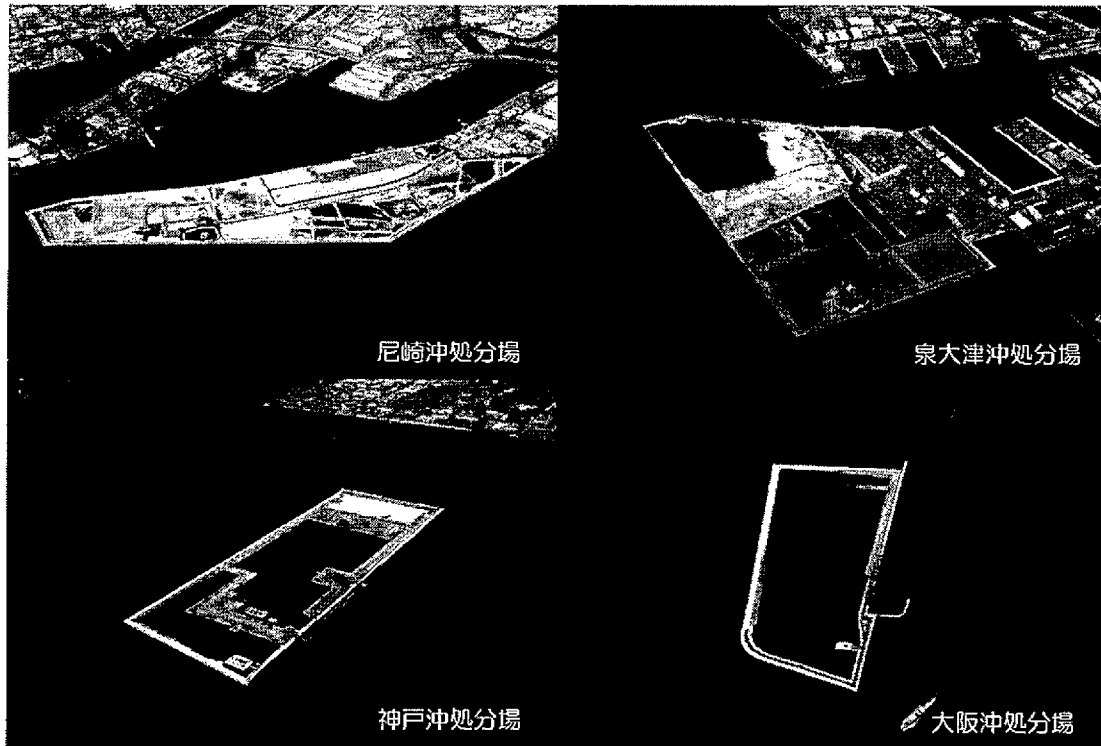


# 大阪湾圏域 広域処理場整備基本計画(案)

## (概要説明書)



平成 23 年 11 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

## 【今回の変更のポイント】

- 1 廃棄物の種類及び量の変更（これに伴う埋立期間の延伸）

## 目 次

---

---

1.	フェニックス計画の概要	1
	(1) フェニックス計画の目的	1
	(2) フェニックスセンターの主な業務	1
	(3) 埋立の進捗状況	2
	(4) フェニックス計画の経緯	2
2.	基本計画の変更を行う理由	3
	(1) 廃棄物の種類及び量の変更	3
3.	基本計画の変更(案)の内容	3
	(1) 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに 廃棄物の種類、量及び受入の基準に関する事項	3
	(2) 広域処理場の建設工事の施行に関する事項	3
	(3) 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項	3
	(4) 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより 造成される土地に関する事項	4

---

---

# 1. フェニックス計画の概要

## (1) フェニックス計画の目的

- ① 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
- ② 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。
- ③ 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。

## (2) フェニックスセンターの主な業務

- ① 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。
  - ・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理
  - ・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
- ② 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。
  - ・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理
  - ・ 一般廃棄物等による海面埋立て
  - ・ 搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
- ③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て

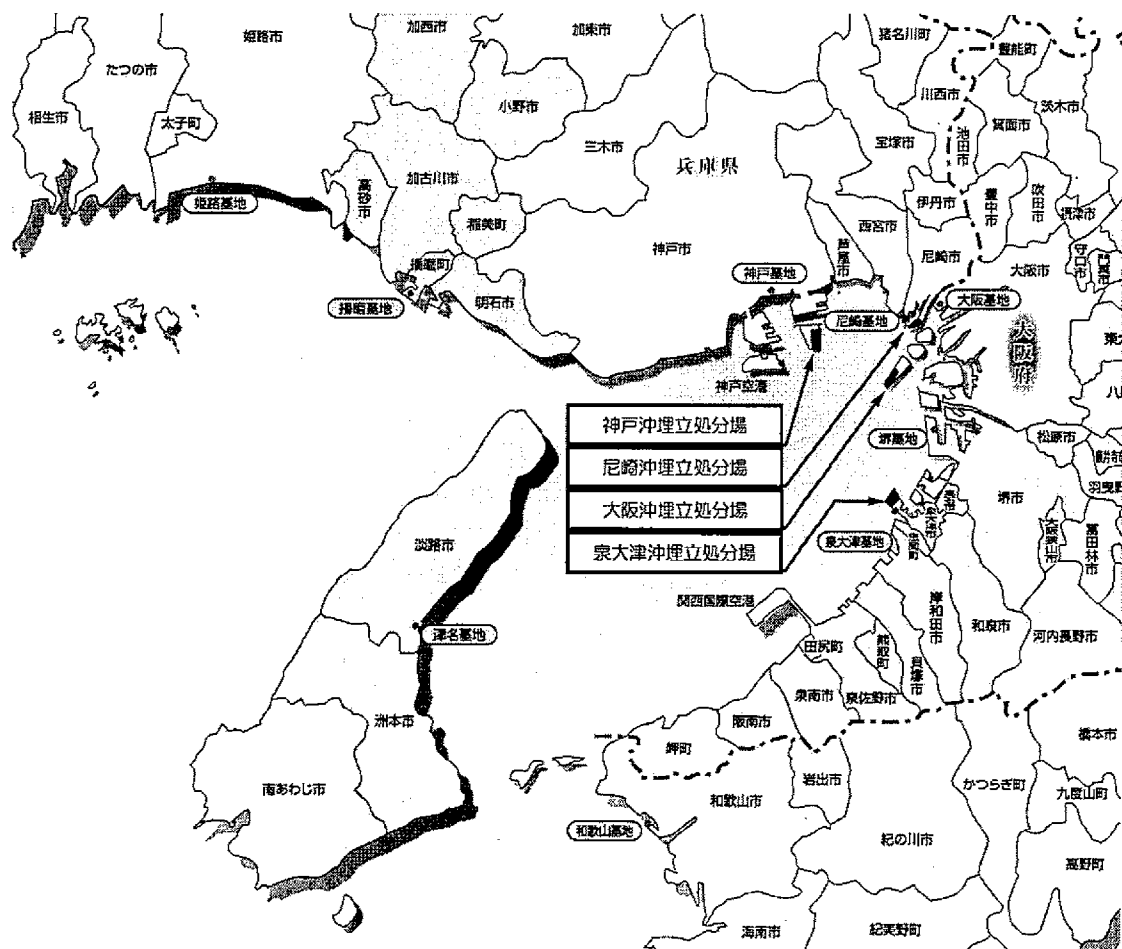


図1-1 フェニックスの埋立処分場と搬入施設

(3) 埋立の進捗状況

平成23年3月末現在

処分場名	区画	面積 (ha)	計画量 (千 m <sup>3</sup> )	進捗率
尼崎沖 埋立処分場	管理型	33	5,000	89.7%
	安定型	80	11,000	96.3%
	全体	113	16,000	94.3%
泉大津沖 埋立処分場	管理型	67	11,000	96.1%
	安定型	136	20,000	84.7%
	全体	203	31,000	88.7%
神戸沖 埋立処分場	管理型	88	15,000	62.6%
大阪沖 埋立処分場	管理型	95	14,000	6.7%
全体		499	76,000	69.5%

(注) 尼崎沖・泉大津沖埋立処分場の管理型区画については、平成13年度に廃棄物の受入を終了している。

(4) フェニックス計画の経緯

- 昭和56年12月 「広域臨海環境整備センター法」の施行
- 昭和57年3月 「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
- 昭和60年12月 基本計画の厚生・運輸両大臣の認可  
(尼崎沖埋立処分場・泉大津沖埋立処分場の位置づけ)
- 平成2年1月 尼崎沖埋立処分場の受入開始
- 平成4年1月 泉大津沖埋立処分場の受入開始
- 平成9年3月 基本計画変更の大臣認可  
(神戸沖埋立処分場の位置づけ、埋立期間延伸、受入対象区域の追加)
- 平成12年3月 基本計画変更の大臣認可 (大阪沖埋立処分場の位置づけ、  
埋立期間延伸)
- 平成13年11月 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、埋立期間延伸)
- 平成13年12月 神戸沖埋立処分場の受入開始
- 平成18年3月 基本計画変更の大臣認可  
(受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)
- 平成21年10月 大阪沖埋立処分場の受入開始
- 平成22年3月 基本計画変更の大臣認可  
(廃棄物の種類及び量の変更)

## 2. 基本計画の変更を行う理由

### (1) 廃棄物の種類及び量の変更

神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更

現計画では、平成 33 年度まで廃棄物の受入処分を行うこととなっているが、近年の傾向として一般廃棄物・上下水汚泥については、減量化等により受入量が計画量を下回る傾向が続いており、管理型民間産業廃棄物は、計画より前倒しで受入れが進捗している。

このため、一般廃棄物の受入枠の一部を産業廃棄物の受入枠に振り替えることにより、一般廃棄物と産業廃棄物の受入を同時終了して埋立期間を平成 39 年度まで延伸する変更を行う。

## 3. 基本計画の変更（案）の内容

### (1) 廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入の基準に関する事項

#### ① 受入対象区域

近畿 2 府 4 県 168 市町村 < 100 市 68 町村 > (変更なし)

#### ② 廃棄物の種類及び量

(単位：万m<sup>3</sup>)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖埋立処分場	(730) 580	(470) 620	300	0	1,500
大阪沖埋立処分場	(840) 540	(280) 580	280	0	1,400
合計	(2,180) 1,730	(1,760) 2,210	2,550	1,110	7,600

(注) ( ) 書きは変更前の数値である。

### (2) 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

工事期間：昭和 62 年度から約 41 年 【変更前：昭和 62 年度から約 35 年】

### (3) 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

埋立期間：平成元年度から約 39 年 【変更前：平成元年度から約 33 年】

(4) 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

土地の利用形態：変更なし

(単位：ha)

埋立場所名	土地利用ゾーン			
	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖 埋立処分場	98	37	68	203
尼崎沖 埋立処分場	49	51	13	113
神戸沖 埋立処分場	69	0	19	88
大阪沖 埋立処分場	78	0	17	95